

令和8年9月23日

長柄町長 月岡 清孝



被災車両の移動について

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、被災車両の移動等の作業を実施します。

災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定により、下記の区間を指定します。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、被災車両等の移動を行います。

記

指定する区間：長柄町の管理する道路

長柄町建設環境課

0475-35-2114